この要領は、富田林市広告事業実施要綱(平成29年富田林市要綱第27号、以下「要綱」という。)に基づき、ブックスタートパンフレット等配布物封入用封筒(以下「封筒」という。)の広告代理店等(以下「無償提供者」)からの無償提供に関し、次のとおり定めるものとする。

- 1. 無償提供者から封筒の無償提供の申し出があった場合は、富田林市立図書館(以下「図書館」という。)と無償提供者の双方が合意した場合に限り、無償提供の申し出を受けるものとし、図書館はこれをブックスタート事業において使用するものとする。
- 2. 封筒の無償提供者が複数以上あった場合は、1の年度内において抽選するものとし、無償提供の時期は図書館と協議するものとする。

なお、その期間内で使用できなかった封筒は、図書館が処分するものとする。

- 3. 封筒の無償提供に関しては、無償提供者がすべての責任を負うものとし、紛争等問題が生じたときは、無償提供者はす みやかにその解決に当たらなければならない。
- 4. 広告に関する紛争等により図書館が封筒の撤去を命じた場合、無償提供者はただちに代替の封筒を提供しなければならない。
- 5. 無償提供者は、広告主の募集に当たっては、教育委員会又は図書館が広告主を募集しているかのような誤解を生じさせてはならない。
- 6. 無償提供者は、広告主として、市内業者から優先的に、大小企業を問わず公平に募集しなければならない。
- 7. 次に掲げる内容の広告は、取り扱わないものとする。
 - ① 要綱第3条第1項各号に定めるもの
 - ② 公職の候補者(当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。)を推薦し支持し又これに反対するもの
 - ③ 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
 - ④ 集団に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの
 - ⑤ 詐欺的その他正当な取引とは認められない取引に関するもの、又は正常な商習慣を害するおそれのあるもの
 - ⑥ 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享楽的な面を強調するもの
 - ⑦ 墓地及び墓石もしくは葬祭関係事業を含む業者及び事業者
 - ⑧ 教育委員会及び封筒の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- 8 前項の規定にかかわらず、要綱第3条第2項各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。
- 9. 無償提供者は、封筒作成に関して広告掲載の内容及び図書館の掲載事項を事前に図書館と協議するものとする。
- 10. 無償提供者は封筒の印刷に関して図書館の校正・確認を受けた後でなければ作成してはならない。
- 11. この要領に特に定めのない事項については、図書館と無償提供者の双方協議のうえ決定するものとする。

附則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月28日から施行する。